

告 示

埼玉県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業弁天池地区（農用地保全施設）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和四年六月二十七日から令和四年七月二十六日まで

二 縦覧場所

秩父市役所